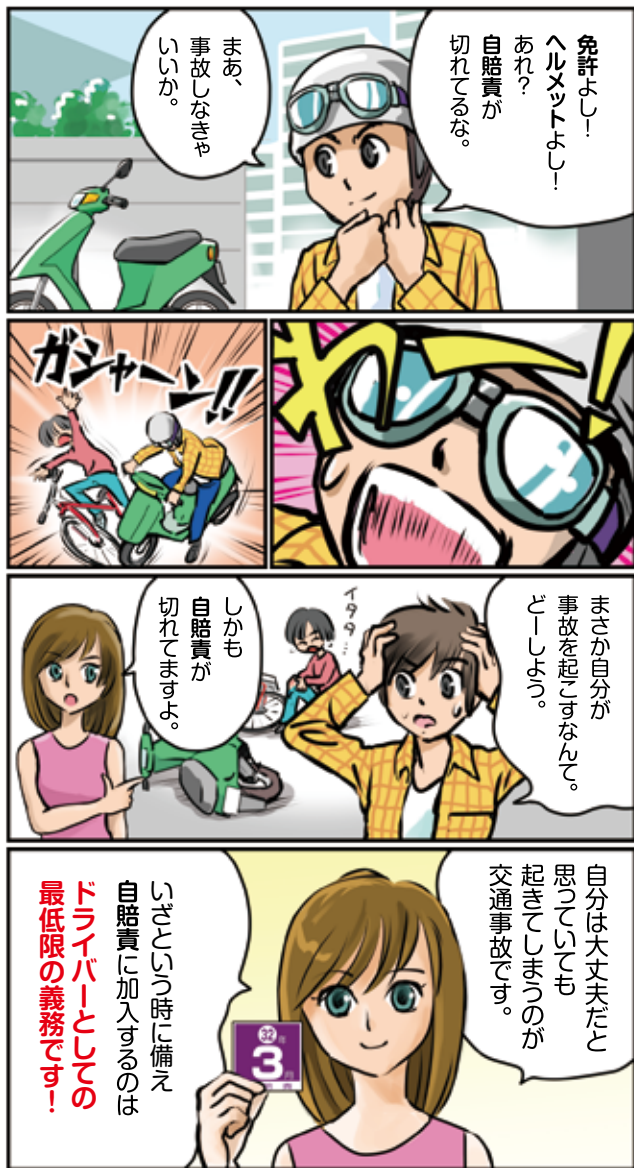


もし、こんなことがあなたに起こったら…



もし、自賠責保険・共済に加入せずに運行した場合には…

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)、および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処罰の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を全額、自分で支払わねばなりません。

交通事故の被害者に対する さまざまな救済対策

国土交通省では、自動車事故による被害者に対して、各種団体や病院などと提携し、さまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレットを作成しております。



国土交通省 交通事故にあったときには
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>)

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通遺児などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構 <http://www.nasva.go.jp>

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカイスト19階

NASVA交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000738

IP電話・PHSからは 03-5909-2961

交通遺児などに対する育成給付金、生活資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通遺児等育成基金 <http://kotsuiji.or.jp>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp>

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

電話 0120-159-700

自動車事故の相談・示談あつ旋・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館14階(本部)ほか全国一円

日弁連交通事故
(<http://www.n-tacc.or.jp>)

弁護士による無料の電話相談 電話 0570-078325

(通話料有料)

IP電話からは 03-3581-1770

無保険(共済)車・無車検車を見かけたら…

無保険車通報窓口



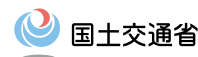
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済 のご案内



自賠責保険(共済)なしでの運行は法令違反です!



独立行政法人
自動車事故対策機構

一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会

JA共済 全共済 全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済

ご存じですか、自賠責のこと——。「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

▶ 自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。

クルマやバイク(原動機付自転車を含む)1台ごとに、加入が義務づけられています。

○ 保険料・共済掛金 (各社一律同額)

離島以外の地域(沖縄県を除く)に適用する保険料・共済掛金 (単位:円)

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	36,780	25,830	15,520
軽自動車 (検査対象車)	—	—	34,820	25,070	15,130
小型二輪自動車 (250cc 超)	—	—	14,690	11,520	8,290
軽二輪自動車 (126 ~ 250cc)	22,510	19,140	15,720	12,220	8,650
原動機付自転車 (125cc 以下)	16,990	14,690	12,340	9,950	7,500

(平成29年9月現在)

▶ もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

1 多額の賠償金を全額自己負担することになります。

◆ 死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円

2 加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いますが、全額加害者よりお返し頂きます。

◆ 国の立替払額は、右記自賠責限度額の範囲内となります。

▶ 交通事故の被害者数は…

(出典:警察庁交通局)

交通事故は年間に50万件近く発生し、死傷者数も62万人を超えています。

○交通事故の発生状況(平成28年)は、
・発生件数:49万9,201件
・負傷者数:61万8,853人
・死者数:3,904人
にも上ります。

事故はこんなに
起きているんだね!
ちゃんと自賠責に
加入しないと!

▶ 自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます(支払限度額が決められています)。

交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

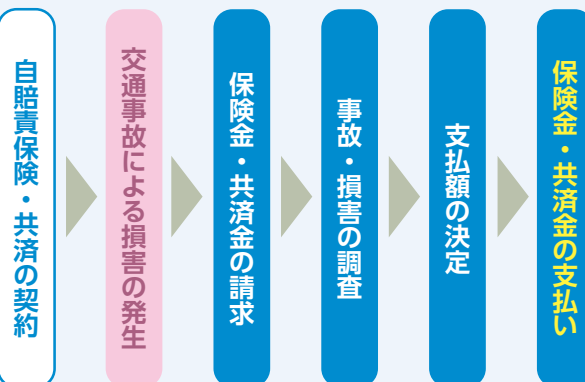
○ 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい傷害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

▶ 自賠責の契約から支払いまでの流れは…

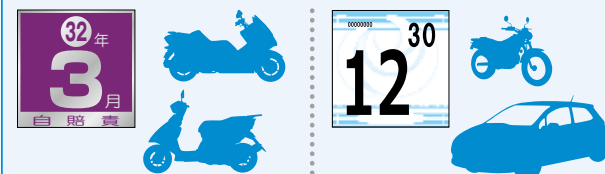
保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

自賠責保険・共済の契約から 保険金・共済金の支払いまでの流れ



▶ 自賠責の有効期限チェック方法は…

ステッカーに記載の有効期限をチェックしましょう。



排気量250cc以下のバイク(原付を含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック。(ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります)

自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

▶ ステッカーの貼替え忘れにご注意!!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

▶ 自賠責への加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手続きで加入できます! 250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手続きで加入できます!

詳しくは…

<http://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト 検索

QRコード



【参考】

自転車保険について

自転車は自賠責保険・共済に加入できません。自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。